

伊勢崎市文化会館利用料金

基本利用料金

大ホール・小ホール

平成26年4月1日現在 (単位：円)

利用区分		時間区分	午前	午後	夜間	
			9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	
大ホール	リハーサル仕込みに利用する場合	平日	10,360	15,550	20,730	
		休日等	13,820	20,730	27,640	
	入場料	無料	平日	20,730	31,100	41,470
			休日等	27,530	41,350	55,080
	1,000円以下	平日	27,000	40,490	54,000	
		休日等	35,850	53,780	71,710	
	1,001円以上 3,000円以下	平日	33,260	49,890	66,520	
		休日等	44,060	66,090	88,120	
	3,001円以上	平日	41,470	62,200	82,940	
		休日等	55,080	82,610	110,160	
	付属施設	第1楽屋	6畳	530	860	1,080
		第2楽屋	15.6㎡ 4.7坪	530	860	1,080
第3楽屋		16人	960	1,510	1,940	
第4楽屋		25人	1,830	2,800	3,670	
リハーサル室		63.6㎡ 19.2坪	1,390	2,160	2,800	
主催者事務室		9.5㎡ 2.9坪	430	640	860	
浴室		2室(各)	640	960	1,290	
小ホール	リハーサル仕込みに利用する場合	平日	3,450	5,180	6,910	
		休日等	4,630	7,010	9,280	
	入場料	無料	平日	6,910	10,360	13,820
			休日等	9,170	13,820	18,360
	1,000円以下	平日	9,070	13,600	18,140	
		休日等	11,980	18,030	23,970	
	1,001円以上 3,000円以下	平日	11,110	16,730	22,240	
		休日等	14,680	22,030	29,370	
	3,001円以上	平日	13,820	20,730	27,640	
		休日等	18,360	27,530	36,720	
	付属施設	第5楽屋	4.5畳	530	860	1,080
		第6楽屋	16人	960	1,510	1,940
第7楽屋		35人	1,830	2,800	3,670	
浴室			640	960	1,290	

会議室・展示室等

(単位：円)

利用区分		時間区分	午前	午後	夜間
			9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで
会議室等	1階	第1練習室	530	860	1,080
		会議室に利用する場合	1,390	2,160	2,800
	第2練習室	24人	530	860	1,080
		会議室に利用する場合	1,390	2,160	2,800
	2階	第3練習室	1,390	2,160	2,800
		会議室に利用する場合	2,690	4,100	5,400
		小会議室	1,390	2,160	2,800
		中会議室	2,690	4,100	5,400
	大会議室	5,930	8,950	11,880	
	和室	2,160	3,240	4,320	
展示室等	3階	第1展示室	5,930	8,950	11,880
		市民展示	2,350	3,520	4,700
	第2展示室	82.8㎡ 25.1坪	2,690	4,100	5,400
		市民展示	1,080	1,610	2,160
	第3展示室	59.4㎡ 18.0坪	2,690	4,100	5,400
			市民展示	820	1,220
主催者控室	19.8㎡ 6.0坪	640	960	1,290	
付属設備			別表のとおり		

1. 入場料とは
入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催し物1回について入場者が支払う対価をいい、入場料の金額が異なる場合はその最高額をもって入場料とし、商品の売上高により招待券を発行するもの、その他これに類するものは、入場料を徴収したものと見なします。
2. 市民展示とは
展示室を営利目的としない作品等の展示に使用する場合をいいます。
3. 営利行為割増
会議室等及び展示室等を営利目的（その本来の業務並びに商品等の展示販売及び宣伝）で利用する場合は、基本料金の50%を加算した額を徴収します。
（10円未満切り捨て）
4. 時間超過割増
利用時間を超過して利用した場合は、超過時間1時間（1時間未満は1時間とみなす。）につき超過して使用する時間区分の基本料金の50%を加算した額を徴収します。（10円未満切り捨て）
5. 市外割増
申請者の住所（法人の場合は、法人の本社（店）、支社（店）及び営業所の住所）が本市内にない場合基本料金の30%を加算した額を徴収します。
（10円未満切り捨て）
6. 利用料金には消費税相当額を含みます。